

定住希望者住宅新築等補助制度

定住人口の増加を促進し、活性化を図る目的で、賃貸住宅居住や市外在住の皆さんが市内に定住するために新築又は購入した住宅に補助金を交付しています。

◆補助額等

対象住宅（居住部分）に係る固定資産税および都市計画税相当額（固定資産税および都市計画税が新たに、平成 25 年度までに課税されたものは 3 年間、平成 26 年度に課税されたものは 2 年間補助）

※平成 26 年度に新規に課税される住宅をもって、この制度は終了します。

◆申請手続き

毎年、固定資産税および都市計画税を完納後に申請。（2 年目以降の申請もそれぞれの課税年度内に申請が必要となります）

◆申請期限

平成 25 年度課税分	平成 26 年 3 月末日
平成 26 年度課税分	平成 27 年 3 月末日

◆対象者（次のいずれかに該当する方）

- ①補助対象住宅の新築又は購入の契約日前 2 年以上、市外に居住していた方
- ②補助対象住宅の新築又は購入の契約日前 2 年以上、市内の賃貸住宅に居住していた方
- ③親族が所有する市内の家に同居していた方で、他の敷地に住宅を新築又は購入し、当該親族と生計が別になった方

◆対象住宅（次の①～②を満たす住宅）

- ①対象者が新築又は購入し、自ら住んでいる住宅（契約日が平成 22 年 3 月 29 日以降のもの、なお、西方地域は平成 23 年 10 月 1 日以降のもの）
 - ②併用住宅の場合、非住宅の部分が 50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の 2 分の 1 未満のもの
- ※既存住宅の建て替えや増築、中古住宅の購入は対象外。

★個々の該当の有無については下記へ。

- 本 建築課 ☎ 21 - 2622 (2 月 3 日以降 ☎ 21 - 2451)
- 大 都市建設課 ☎ 43 - 9215
- 藤 都市建設課 ☎ 62 - 0908
- 都 都市建設課 ☎ 29 - 1105
- 西 産業建設課 ☎ 92 - 0314



地デジ テレビ中継局開局

新たな難視地域の地上デジタル放送受信対策として、栃木大森テレビ中継局が平成 26 年 2 月に開局します。

太点線の内側が受信エリアの目安です。

エリア内であっても、地形や樹木などによって電波がさえぎられる場合や電波の伝搬状況などにより視聴できないことがあります。

また、エリア外であっても受信できる場合があります。

地上デジタル放送を受信するには、地上デジタル放送を受信可能な機器が必要です。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。

※「法定外公共物」とは、国道、県道、市道以外の道路（赤線）などです。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。



放送局名	チャンネル	リモコン番号
NHK 総合	1	44
NHK Eテレ	2	38
とちぎテレビ	3	41
日本テレビ	4	48
テレビ朝日	5	51
TBS テレビ	6	31
テレビ東京	7	40
フジテレビ	8	50

【栃木大森テレビ中継局の受信エリアの目安とチャンネル番号】
(偏波面 水平偏波)

問合せ先	電話番号
総務省 地デジコールセンター	0570 - 07 - 0101
総務省 関東総合通信局 放送部放送課	03 - 6238 - 1944
日本放送協会 (NHK)	0570 - 00 - 3434 ふれあいセンター (受信相談)
(株) とちぎテレビ	028 - 623 - 0031 (代表)
日本テレビ放送網 (株)	03 - 6215 - 4444 (視聴者センター)
(株) テレビ朝日	03 - 6406 - 5555 (視聴者センター)
(株) TBS テレビ	03 - 3746 - 6666 (視聴者センター)
(株) テレビ東京	03 - 5470 - 7777 (代表)
(株) フジテレビジョン	03 - 5500 - 2005 (視聴者センター)



平成 25 年度学童保育 春休み利用申込受付

保護者の就労等により、家庭での保護指導を受けられない児童を対象に、春休みの期間中のみ学童保育利用申込みの受け付けを行います。

現在学童保育を利用している方は、改めて申し込みをする必要はありません。

◆対象 栃中央小、栃三小、栃四小、栃五小、南小、大宮北小、吹上小、大平・藤岡・都賀地域内各小学校通学区内学童保育

※定員には限りがありますので、申込んでも利用できない場合があります。

◆申込方法 2 月 17 日(月)～28 日(金)までに申込用紙(本庁、各総合支所及び各学童保育にあり。また、市ホームページからダウンロード可)を申込・問合先へ提出してください。

◆申込・問合先 ☎ 21-25569 (2 月 10 日以降 ☎ 21-22221)

◆申込・問合先 ☎ 21-25569 (2 月 10 日以降 ☎ 21-22221)

東北地方太平洋沖地震お見舞いありがとうございます

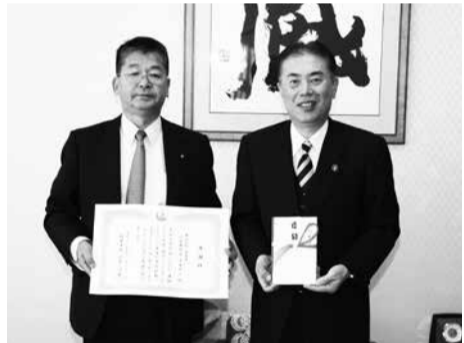
東北地方太平洋沖地震に対し、市民の皆さんから、心温まる義援金が寄せられ、11 月 30 日現在、総額は 86,338,355 円になりました。日本赤十字社を通じて被災地に送ります。

募金をお寄せいただきました方は、次の通りです。名前の分かる方のみ記載します。(敬称略)

石川 猛
本 社会福祉課 ☎ 21-2503

市政発展のため寄付ありがとうございます

11 月 22 日、会社設立 100 周年を記念し、惣社町に支店のある株式会社丹波屋様より 100 万円の寄付をいただきました。この寄付金は、市政発展



この寄付金は、市政発展のために大切に使用させていただきます。

アダプト制度に参加してみませんか

アダプト制度とは、個人や団体、企業等のグループが道路・河川・公園の公共施設において清掃や美化等のボランティア活動をしていただく市民参加の制度です。

市ではボランティア保険の加入をはじめ、清掃用具の貸出、草花の種や球根を配布する等の支援を行います。

きれいで住みよい街づくりのために、皆さんの参加をお待ちしています！

①市へ連絡をする



- ②市と協議をして活動区域を設定し、届出書を提出する
- ③市と合意書を取り交す
- ④市と協議しながら清掃活動を行う

本 道路課 ☎ 21-2638

(2 月 3 日以降 ☎ 21-2408)

本 河川緑地課 ☎ 21-2246

(2 月 3 日以降 ☎ 21-2411)

大 都市整備課 ☎ 43-9214

藤 都市整備課 ☎ 62-0908

都 都市整備課 ☎ 29-1105

西 産業建設課 ☎ 92-0314

犬や猫を飼っている皆さんへ

犬を飼っている皆さんへ

犬を飼う場合は、次の事を守り、近所に迷惑をかけないようにしましょう。

▽生後 90 日を経過した犬

送対応の UHF アンテナと受信機が必要です。詳しい受信方法などについては、最寄りの電器店に問い合わせください。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合には、5 万円以下の過料が課せられることがあります。



野良猫にえさを与えないで

多く集まると野良猫が近所の迷惑になる場合があります。

えさを与えることなく、飼うなら責任をもって室内飼いをしましょう。

本 環境課 ☎ 21-2601

(2 月 10 日以降 ☎ 21-2141)

大 生活環境課 ☎ 43-9211

藤 生活環境課 ☎ 62-0903

都 生活環境課 ☎ 29-1102

西 生活環境課 ☎ 92-0308

県動物愛護指導センター ☎ 028-684-5458